

令和7年11月28日

高額医療合算介護サービス費等の支給漏れについて

この度、豊能町国民健康保険における「高額介護合算療養費」及び介護保険における「高額医療合算介護（予防）サービス費」、「高額医療合算介護予防サービス費（総合事業分）」において、申請勧奨通知が送付されていなかったことによる支給漏れが判明いたしましたのでご報告申し上げます。

このような事態を招き関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたしますとともに、今後、再発防止に取り組んでまいります。

1. 事案の概要

高額介護合算療養費、高額医療合算介護（予防）サービス費給付制度は、医療保険と介護保険のどちらも利用する世帯の1年間（毎年8月1日から翌年7月31日）の合計自己負担額が基準額を超えた場合、その超過分が払い戻されることにより、医療と介護費用の負担が軽減されるというものです。

本制度においては内容が複雑であるため、国からは自己負担額を記載した申請勧奨通知を発送するなど被保険者への配慮が求められているところですが、この申請勧奨通知に関する事務が行われていなかつたことにより、自己負担超過分の支払事務が行われていませんでした。

また、この影響により高額医療合算介護予防サービス費（総合事業分）においても支払事務が行わられていませんでした。

2. 対象件数および支給対象額

平成31年度～令和6年度の6年分

高額介護合算療養費	61件	1,486,137円
高額医療合算介護サービス費	64件	2,353,202円
高額医療合算介護予防サービス費（総合事業分）	31件	714,460円
合 計	156件	4,553,799円

3. 原因

当該事務に関する制度自体の理解、マニュアル整備が不十分であったため、正しく事務引継ぎが行われず、国民健康保険の被保険者である給付対象者に申請勧奨通知を発送できていなかつたことが原因です。

4. 今後の対応

申請未勧奨の対象者の方には、内容を精査したうえで、本年度内に支給申請勧奨を

行い、申請のあった方には速やかに支給処理を行います。

5. 再発防止

本業務に限らず、所管の業務における根拠法令や国府通知を十分確認し、正確かつ適正な事務執行の徹底を図ります。

マニュアルの不十分な業務については速やかに整備するとともに、定期的に点検、修正を行います。

問い合わせ

豊能町生活福祉部保険課

電話：072-739-0001（代表）

072-739-3422（直通）

担当：保険課長 千歳

※本日については午後8時まで担当課
にて待機しています。